

営繕工事デジタル工事写真の小黒板情報電子化基準（案）

（目的）

第1条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下「小黒板情報の電子化」という。）は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

（対象工事）

第2条 京都府が発注する営繕工事を対象とし、発注者が小黒板情報の電子化に取り組むことを指定する「発注者指定方式」、または受注者が工事着手前に発注者に対して小黒板情報の電子化に取り組む旨を協議したうえで取り組む「受注者希望方式」のいずれかの方式による。

なお、対象工事は入札段階（現場説明書）で、小黒板情報の電子化の対象工事であることを明記する（別紙1参照）。

受注者は、小黒板情報の電子化を行う場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合簿」により監督職員へ通知する。

（対象機器の導入）

第3条 受注者は、小黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、（国土交通省）「営繕工事写真撮影要領3. 工事写真の撮影（3）撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、導入に必要な使用機器は、受注者が選定するものとし、工事着手前に、本工事での使用機器について施工計画書にて監督職員あて提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.jcomsia.org/kokuban/>」記載の「デジタル工事写真の信憑性確認（改ざん検知機能）検定合格ソフトウェア一覧」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

（使用機器の導入に係る費用）

第4条 使用機器の導入に係る費用は、現場管理費に含まれるものとし、設計変更の対象としない。使用機器の導入に係る費用とは、小黒板情報の電子化の試行に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工

事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

(デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入)

第5条 受注者は、第3条の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、(国土交通省)「営繕工事写真撮影要領 3. 工事写真の撮影 (3) 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(小黒板情報の電子的記入の取扱い)

第6条 本工事の工事写真の取扱いは、(国土交通省)「営繕工事写真撮影要領」に準ずるが、第5条に示す小黒板情報の電子的記入については、(国土交通省)「営繕工事写真撮影要領 4. 編集の禁止」で規定されている写真編集には該当しない。

(小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品)

第7条 受注者は、第6条に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下「小黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。また、納品時に、受注者は URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

(工事成績評定)

第8条 小黒板情報の電子化を試行した工事については、工事成績評定の創意工夫(主任監督員)において1点加点する。

なお、履行の確認ができなかった場合における減点は行わない。ただし、総合評価競争入札で加算点を申請している場合は減点の対象とする。

(実施証明書)

第9条 発注者は、小黒板情報の電子化を行ったと認められる工事については、別紙2の実施証明書を発行する。

(その他)

第10条

(1) 受発注者を対象としたアンケート調査を実施する。現場技術者は、完成検査までにア

ンケートを監督職員へ提出すること。監督職員は、現場技術者から受け取ったアンケートに発注者分を添え、速やかに 建設交通部 営繕課 建設設備管理係 まで提出すること。

- (2) 本基準（案）に記載されていない事項については、建設交通部 営繕課 建設設備管理係 に相談すること。

附則

本基準（案）は、令和4年1月1日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用する。
本基準（案）は、令和6年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用する。